

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町西脇地区 (西脇)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の主な作物として水稻、麦、野菜(キャベツ等)がある。令和6年度は水稻652a、麦401a、キャベツ550aを作付け予定。高齢化及び後継者不足が大きな課題となっているほか、地域における農家が担い手である西脇営農組合(以下「組合」という。)のみであり農地管理等の負担が増えているため、担い手の確保が必要になると思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主要作物としつつ、今後とも担い手である組合を中心に農地利用を継続する。
また、新たに農地利用を行う認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。
そのほか、周囲の営農組合(富木、清水、長慶)と協力して地域の広域的な農地利用を考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用はできる限り集積・集約化し主に組合が担う。農地については引き続き組合が適切に維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
組合の広域化及び法人化を目指す。組合が法人化した後に農地中間管理機構の活用を目指す。 また、農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(平成11年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の担い手である組合で農地利用を維持する。 また、地域外からの認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。 そのほか、周囲の営農組合と協力して地域の広域的な農地利用を考える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
最新の機器がある営農組合に防除等農作業の一部を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・補助事業を活用しながら、組合による緑肥作物(れんげ)を利用した減化学肥料の農業を継続する。
- ・有機肥料である堆肥の利用を検討する。